

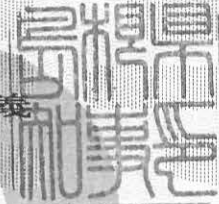
# 一般廃棄物処理施設設置許可証

平成14年11月20日

住所 浜田市原井町957番地  
名称 有限会社 浜田浄化センター  
代表取締役 大久保敦司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定により、設置の許可を受けた一般廃棄物処理施設であることを証する。

島根県知事 澄田信義



許可の年月日	平成14年11月20日	許可番号	廃第1号
施設の種類及び処理する一般廃棄物の種類	ごみ処理施設（政令第5条第1号、一般廃棄物の焼却施設） 可燃ごみ		
設置場所	浜田市生湯町1892番地4		
処理能力	800kg/時 24時間稼働 19.2t/日		
許可の条件	特記事項なし		
留意事項	<ol style="list-style-type: none"><li>1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。</li><li>2 計画内容に変更等があった場合は、当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。</li><li>3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。</li></ol>		